

## 特別支援教育

### 1 特別支援教育の推進について

#### (1) 国の動向

##### ア 「障害者の権利に関する条約」

平成26年1月20日、我が国は、「障害者の権利に関する条約」を締結し、平成26年2月19日から本条約の効力が発生した。本条約の主な内容は、次のとおりである。

- ◇「障害者の権利に関する条約」は、障害者の人権・基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進して、障害者の権利を実現するため、次のような措置等を規定している。
  - ・障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む。）を禁止
  - ・障害者が社会に参加し、包容されることを促進
  - ・条約の実施を監視する枠組みを設置 など
- ◇「障害者の権利に関する条約」の「第24条 教育」においては、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容する教育制度（インクルーシブ教育システム）等を確保することとし、その権利の実現に当たり確保するものの一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。」を位置付けている。
  - <「合理的配慮」とは>
    - ・「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。
  - <「合理的配慮」の提供として考えられる事項>
    - ・教員、支援員等の確保
    - ・施設・設備の整備
    - ・個別の教育支援計画や個別の指導計画に対応した柔軟な教育課程の編成や教材等の配慮

##### イ 「中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会審議まとめ～高校教育の質の確保・向上に向けて～」（平成26年6月30日）

こうした中、「中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会審議まとめ～高校教育の質の確保・向上に向けて～」において、高校教育の質の確保・向上に向けた施策の一つとして「高等学校段階における特別支援教育の推進」があげられており、その中では次の課題が示されている。

- ・障害のある生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を進めるため、発達障害等に関する教職員に対する研修の充実や、専門性のある指導体制の確保、教員を補助する人員等の人的配置を充実することが必要である。
- ・現在、「通級」による指導や特別支援学級に係る「特別な教育課程」を編成することが法令に規定されていないが、今後、教育課程の弾力的な運用や指導の工夫による実践の推進、特別の教育課程編成や人的支援の在り方の検討を進めることが必要である。

ウ 文部科学省「個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業」（平成26～28年度）

こうした課題の解決を目指し、文部科学省では、高等学校における特別支援教育を充実し、障害のある生徒の自立や社会参加を推進するため、今年度から3年間「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育事業」を実施している。

本事業では、指定を受けた全国17地域19校の高等学校が、次の研究に取り組んでいる。

- ・ 障害の状態の改善又は克服を目的とする自立活動等について、高等学校において実施できるよう「特別の教育課程」の編成に関する研究。
- ・ 教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす指導の充実に関する研究。

## (2) 本道の取組

本道では、高等学校における特別支援教育の充実を図るため、次の事業を行っている。

ア 特別支援総合推進事業「特別支援教育の体制整備の推進」

(ア) 専門家チーム

教育局は「専門家チーム」を設置し、特別支援連携協議会及び市町村教育委員会などと連携を図り、各学校の希望に応じて、発達障害を含む障害の有無に係る判断や望ましい教育的対応等に関する指導・助言を行っている。

(イ) 巡回相談

教育局は専門家チーム委員などの中から委嘱又は指定された「巡回相談員」による「巡回相談」を行い、市町村教育委員会や学校等への助言等を行っている。

(ウ) 特別支援教育基本セミナー

障害の理解に関する基礎的内容や、特別な教育課程の編成等に係る研修等を通して、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校の教員の専門性の向上を図っている。

イ 特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業

道立特別支援学校の教員を幼稚園、小・中学校、高等学校に派遣し、担任教員などに学習指導の進め方や個別の指導計画の作成等について継続した支援を行い、通常の学級等に在籍する発達障害を含む障害のある生徒に対する指導及び支援の充実を図っている。

ウ 高等学校特別支援教育コーディネーター連携推進事業「高等学校・特別支援学校ネットワーク会議」

高等学校における特別支援教育コーディネーターの資質能力を高めるため、特別支援学校の協力を得ながら、高等学校間のネットワークを形成し、特別支援教育に係る協議会（ネットワーク会議）や学校間交流（授業参観）を通して、自校に在籍する教育上特別な支援を必要とする生徒に対する指導や支援の充実を図っている。

（※ 本道の取組に関する問合せや活用の依頼は、各教育局まで。）

## 2 本道の高等学校における近年の状況

(1) 平成25年度特別支援教育体制整備状況調査結果（文部科学省）

「平成25年度特別支援教育体制整備状況調査」によると、本道の公立高等学校の実施率は、「研修の実施」を除く全ての項目で全国平均を上回っている。

一方、全国の小学校・中学校・高校の実施率は、前年度に比べると、各項目において上昇傾向が見られるのに対し、本道の公立高等学校の実施率は、前年度に比べると、「個別の指導計画の作成」「個別の教育支援計画の作成」「巡回相談員の活用」「専門家チームの活用」及び「研修の実施」の各項目において低下している。

【平成 25 年度特別支援教育体制整備状況調査・項目別実施率 (%)】

	高校（本道）		高校（全国）		中学校（全国）		小学校（全国）	
	H25	H24	H25	H24	H25	H24	H25	H24
校内委員会の設置	100.0	100.0	99.4	99.0	99.9	99.9	99.9	99.9
実態把握の実施	100.0	100.0	89.2	85.0	97.4	97.3	98.9	98.8
コーディネーターの指名	100.0	100.0	99.9	99.8	99.9	99.9	99.9	99.9
個別の指導計画の作成	50.4	55.7	29.8	27.7	87.6	86.1	92.4	91.2
個別の教育支援計画の作成	44.8	49.4	25.9	23.9	72.8	70.3	75.7	72.0
巡回相談員の活用	65.9	70.9	46.8	47.2	70.6	69.3	83.3	83.1
専門家チームの活用	32.3	36.7	31.5	31.2	48.8	47.7	57.9	56.6
研修の実施	54.0	55.5	66.9	63.9	76.1	75.0	87.3	86.7

(2) 「教育上特別な支援を必要としている生徒の状況及び支援の状況の把握」の調査結果（道教委）

「平成 26 年度教育上特別な支援を必要としている生徒の状況及び支援の状況の把握」の調査結果によると、教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する学校及び人数は、第 1 学年では、88 校（37.3%）、265 人（0.9%）であり、ここ 3 年間増加している。

また、第 2 学年以上を対象とした調査結果では、125 校（52.1%）、423 人（0.7%）であり、生徒の割合は、ここ 3 年間同じである。

【該当学校数・人数及び割合】（調査対象校：道立高等学校及び中等教育学校）

調査対象学年	学校数（*1比率）			人数（*2比率）		
	H26	H25	H24	H26	H25	H24
第 1 学年	88 校 (37.3%)	81 校 (34.2%)	77 校 (32.0%)	265 人 (0.9%)	211 人 (0.7%)	177 人 (0.6%)
第 2・3・4 学年	125 校 (52.1%)	123 校 (50.8%)	123 校 (50.0%)	423 人 (0.7%)	436 人 (0.7%)	485 人 (0.7%)

\*1：全日制、定時制それぞれを 1 校としてカウントしている。

\*2：生徒数の割合は、調査時点の在籍者数を分母としている。

◇ 特別支援教育支援員の配置

道教委では、「高等学校における特別支援教育支援員配置事業要綱」に基づき、特別支援教育支援員を配置している。

◇ 特別支援教育スーパーバイザー等（SV・PT）の派遣

本調査において、教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍するすべての学校に、特別支援教育スーパーバイザー（SV）又は、「特別支援パートナー・ティーチャー派遣事業」による特別支援学校の職員（PT）等を派遣している。

- ・派遣期間 10 月～2 月
- ・派遣回数 1～2 回
- ・支援内容 対象となる生徒の状況の把握及び支援  
個別の指導計画の作成についての校内研修会の実施 など

### 3 生徒の障害の状況に応じた授業の改善（A高校の実践例）

#### (1) 取組の状況

発達障害のある帰国子女の生徒が入学したことから、当該生徒の保護者及び関係機関と連携を図り、当該生徒の状況を的確に把握することに努め、障害に応じた学習指導の工夫・改善に取り組んだ。

#### (2) 専門家チームによる巡回相談

教育局に専門家チームによる巡回相談を依頼し、当該生徒に次のような障害による特性が見られることを把握した。

##### 【当該生徒の特性】（巡回相談による報告より）

- 意味のある視覚的な手掛かりを基に、物事を考えることが得意であること
- 簡単な言語指示を理解することが得意であること
- △ 自分で状況を捉えて行動の方針を立てることが苦手であること
- △ 社会的なルールが十分に身に付いていないこと

#### (3) 特別支援教育スーパーバイザーによる校内研修会

教育局特別支援教育スーパーバイザーを講師に招き、巡回相談の結果を基に校内研修会を実施し、当該生徒への具体的な支援の在り方について、教員間で共通理解を図った。

##### ＜校内研修会における特別支援教育スーパーバイザーからの助言＞

###### ア 当該生徒との関わり方

- ・当該生徒の特性に応じた情報を提供できるよう、英語での通訳や英文テキスト、英語による授業動画の活用など、「合理的配慮」について検討する。
- ・当該生徒に話しかける場合は、生徒が理解しやすいように、具体物や絵などの手がかりを用意するとともに、短く話しかけるようにする。
- ・当該生徒に活動させる場合は、事前に活動の予定を伝えることで、当該生徒に見通しを持たせるようにする。また、事前に行動の理由や関わる人の願いなどを伝えるようにし、当該生徒が納得して行動できるようにする。

###### イ 指導上の留意点

- ・当該生徒から気持ちや考え方を聞き取る時間を設定し、その内容に応じて、支援の目標や手立てを検討するようにする。
- ・当該生徒のよさや努力していることを、メモや写真などで本人に分かりやすく伝えることで、自信を持たせるようにする。
- ・当該生徒に外国と異なる日本の挨拶やお礼、質問の言い表し方などを具体的な場面で丁寧に教えるようにし、教えたことができたときに褒めるようにする。
- ・当該生徒の進路や具体的な支援の在り方については、関係機関と連携を図りながら総合的に判断するようにする。

#### (4) 当該生徒の能力・才能を発揮する場面を設けた授業の実践

巡回相談や校内研修会での助言等を参考に、英語の授業において、発達障害のある帰国子女の生徒が「ミニ先生」となって、他の生徒の英単語の発音を確認するなど、当該生徒の能力や才能を発揮する場面を設けた授業を実施し、自己有用感を高めた。

過程	主な学習活動	生徒全体の動き	特別な支援を必要とする生徒への配慮	評価の観点
授業前			<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業前に当該生徒に、本時の授業の流れを伝える。</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該生徒は、長く話されると内容が分からなくなってしまう傾向があるため。</li> </ul>	
導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本時の目標と学習内容の確認</li> <li>○ 前時の復習(単語の発音)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本時の目標と学習内容を確認する。</li> <li>・カードを見て、前時に覚えた単語を発音する。</li> <li>「当該生徒が、ミニ先生となり、他の生徒の発音をチェックする。」</li> <li>・ペアになって話し合う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該生徒に話しかけるときは、短く話しかけるようにする。</li> <li>・生徒に話しかけるときは、具体物や絵などの手がかりを用意する。</li> <li>・当該生徒にミニ先生役を依頼し、その理由を伝えるとともに、発音チェックの流れを説明する。</li> </ul>	コミュニケーションへの関心・意欲・態度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該生徒は英語が得意であり、ネイティブの発音は、他の生徒の参考となる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該生徒は、自分の行動に見通しを持つことが苦手な傾向があるため。</li> <li>・当該生徒は、言葉通りに受け取ってしまい、相手の意図が伝わらない傾向があるため。</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該生徒は納得すると、自ら行動し、丁寧に取り組む傾向があるため。</li> </ul>	
展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 語句や慣用表現の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークシートを用いて、語句や慣用表現を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークシートに、英訳を付ける。</li> <li>・当該生徒に質問の言い方を考え、使えるようになったとき褒めるようにする。</li> </ul>	言語や文化についての知識・理解
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該生徒は、日本語が十分に理解できない傾向があるため。</li> </ul>	
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本時の学習内容を整理</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該生徒は困ったときの尋ね方が分からず、そのままにしてしまう傾向があるため。</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該生徒は、学んだことを応用することが難しい傾向があるため、日本語の挨拶の仕方やお礼の言い方を具体的な場面で教える必要がある。</li> </ul>	
授業後			<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該生徒のよさや、努力していることをメモや写真などで伝えるようにする。</li> <li>・当該生徒に気持ちや感じ方を聴き取り、その内容に応じて今後の支援の手立てを検討する。</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該生徒は相手の意図に気付きにくい傾向があり、当該生徒の行動とそれを褒めた周囲の言葉が、当該生徒の中で結び付かないことがあるため。</li> <li>・当該生徒は、自分の気持ちや感じ方を表現することが苦手な傾向があるため。</li> </ul>	

## Topic

# 小・中学校における 「自立活動」と「通級による指導」

小・中学校では、次の制度により、障害の状態に応じたきめ細かい対応を行っています。文部科学省「個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業」では、高等学校における「特別な教育課程の編成～通級による自立活動～」の実施について、研究開発を行っています。

### ○ 特別の教育課程とは・・・（「学校教育法施行規則第138条」参照）

小・中学校（中等教育学校の前期課程を含む）における特別支援学級の教育課程を編成する場合、対象となる児童の障害の種類、程度によっては、小・中学校の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があります。そのため、特に必要がある場合、特別の教育課程によることができます。

例えば、次のような教育活動を編成することができます。

- ・「自立活動」の指導を取り入れる。
- ・下学年の教科の目標・内容に替える。
- ・知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の内容に替える。

### ○ 自立活動とは・・・（「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年3月告示）参照）

「自立活動」は、障害のある幼児児童生徒の障害の種類、程度及び状態に応じた特別な指導を行う領域です。幼児児童生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度又は習慣を養うことを目指し、一人一人の障害の状態等に応じて「6つの区分、26項目の内容」を指導効果が上がるよう適宜選択し、組み合わせて指導します。

#### <自立活動における6つの区分>

##### 1 健康の保持（4項目）

生命を維持し、日常生活を行うために必要な身体の状態の維持・改善を図る。

##### 2 心理的な安定（3項目）

自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲の向上を図る。

##### 3 人間関係の形成（4項目）

自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う。

##### 4 環境の把握（5項目）

感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断して、行動できるようにする。

##### 5 身体の動き（5項目）

日常生活や作業に必要な基本的動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする。

##### 6 コミュニケーション（5項目）

場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができる。

### ○ 通級による指導とは・・・（「学校教育法施行規則第73条の21及び第73条の22」参照）

小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、各教科等の大部分は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（いわゆる通級指導教室）で行うものです。通級による指導に係る教育課程は、障害に応じた特別の指導を小・中学校（中等教育学校の前期課程を含む）の教育課程に加えるか又はその一部に替えることにより編成することとなっています。